

函館市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年8月25日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第52号

函館市公印規則の一部を改正する規則

函館市公印規則（昭和38年函館市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 2の表中

7 の 3	市長印	(3)	9×9	てん書	1	国民健康保険料決定 (変更) 通知書およ び国民健康保険料決 定(更正) 通知書用 (電子公印用)	市民部国 保年金課 長	を
7 の 3	市長印	(3)	9×9	てん書	1	国民健康保険料決定 (変更) 通知書およ び国民健康保険料決 定(更正) 通知書用 (電子公印用)	市民部国 保年金課 長	に,
7 の 4	市長印	(3)	9×9	てん書	1	償還完了通知書およ び督促状用(電子公 印用)	子ども未 来部子育 て支援課 長	
11 の 4	市長印	(3)	18×18	てん書	1	老人保護措置費負担 金納入通知書用(電 子公印用)	保健福祉 部高齢福 祉課長	を
11 の 4	市長印	(3)	18×18	てん書	1	老人保護措置費負担 金納入通知書用(電 子公印用)	保健福祉 部高齢福 祉課長	に
11 の 5	市長印	(3)	18×18	てん書	1	納入通知書および口 座振替不能通知書用 (電子公印用)	子ども未 来部子育 て支援課 長	

改める。

附 則

この規則は、令和7年10月14日から施行する。